

# 気候変動問題への国際的な取り組みについて

## Topics

- ▶ バイデン米政権が4月に気候変動サミットを開催し、11月には英国でCOP26開催を控える中、気候変動問題が大きな注目を集めています。市場では投資テーマとしても注目されています。
- ▶ 2021年4月9日付のエコノミストコラムでは「EUタクソノミー」を巡る最近の動向について考察しました。今回は改めて気候変動問題全体について国際的な取り組みの歴史について簡単に振り返りました。
- ▶ 欧米ではグリーン関連投資に大規模な財政支出が中期的に充てられる形となっており、民間資金流入を促す仕組み作りの進展と相まって、中期的な投資テーマとしての重要性は極めて高いと思われます。  
シニアストラテジスト 浅岡 均

## 1992年のリオ・サミットから温暖化対策への国際的な取り組みが本格化

1992年に国連のもとで開催されたブラジルのリオ・サミット（地球サミット）では、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標とする国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）が採択されました。UNFCCCに基づき、1995年から気候変動枠組み条約締約国会議（COP）が毎年開かれることとなり、1997年には第3回締約国会議（COP3）が京都で開催されました。

ここで採択された京都議定書では2008-2012年の間に先進国が温室効果ガス（GHG、greenhouse gas）（図表1）を1990年比約▲5%とする目標が定められました。削減目標は国ごとに決められ、米国▲7%、日本▲6%、欧州▲8%となっていました。先進国のみが対象とはいえ、削減目標が初めて課せられた点で画期的だったと言えます。もっとも、米国が2001年に京都議定書を批准しない方針を示すなど、足並みは先進国内でも揃っていませんでした。

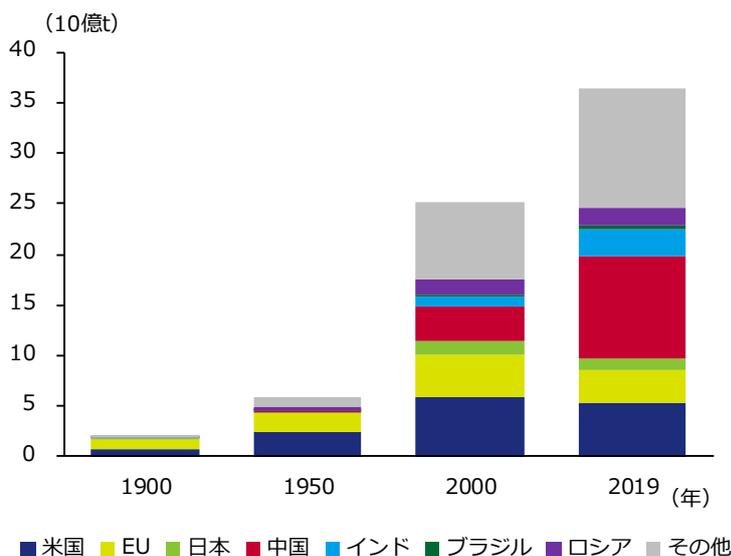
## 2015年のパリ協定で温室効果ガス削減目標の設定を義務化、新興国も対象に

2013年以降の枠組みを巡っては、新興国（途上国）などにも配慮したGHG削減に向けた実効性のある枠組みを目指して締約国会議で議論が続けられました。その後、2015年にパリで開催された第21回締約国会議（COP21）において、2020年以降の新たな枠組みであるパリ協定が採択されました。

パリ協定では、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすること」を追求し、「今世紀後半（2050年以降）に人為的なGHGの排出と吸収源（森林など。GHGを吸収）による除去の均衡を達成すること」（カーボンニュートラル）が目標に掲げられました。その上で、加盟国には2020年以降の温室効果ガス削減目標を提出することを求めました。

パリ協定は、京都議定書と異なり新興国にもGHG削減努力を求め、かつ削減目標の設定を義務化した点が画期的だったと言えます。各国ごとの削減目標（NDC、Nationally Determined Contribution）は5年ごとに各国が提出・更新することとなっています（図表2）。

図表1 CO<sub>2</sub>排出量の長期推移



出所：Our World in Dataのデータを基にアセットマネジメントOneが作成

図表2 直近の温室効果ガス（GHG）削減目標

中期目標（カッコ内が目標年）	
EU	1990年比▲55%（2030年）
英国	1990年比▲78%（2035年）
米国	2005年比▲50-▲52%（2030年）
中国	2030年までに排出量のピークアウトを目指す
日本	2013年度比▲46%（2030年度）
国連の要請	CO <sub>2</sub> 排出量を半減（2030年）
長期目標（2050年）	
EU	カーボンニュートラル
英国	カーボンニュートラル
米国	カーボンニュートラル
中国	2060年にカーボンニュートラル
日本	カーボンニュートラル
国連の要請	カーボンニュートラル

出所：経産省・各種報道資料等を基にアセットマネジメントOneが作成

次ページへ続く

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

## 2021年11月のCOP26に向けて削減目標引き上げの動きが強まる

その後、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2018年に公表した「1.5℃特別報告書」において、平均気温上昇を2℃以内に抑えるケースでは気候変動（温暖化、海面上昇など）による悪影響が、1.5℃以内に抑えるケースと比べ、悪影響がより甚大になるとの予測が示されました。グテーレス国連事務総長は、1.5℃以内に抑えるため2030年までの排出量半減と2050年までカーボンニュートラルを達成する必要性を訴え、各国に対してNDCの更新を事実上強く求めました。

2020年はNDCの最初の更新年、気候変動枠組み条約締約国第26回会議（COP26）の開催が予定されていましたが、コロナ禍により2021年11月に一年延期されました。EUを除くと各国による新たなNDCの提出は遅れているようですが、11月までには出そろった見込みです。

日本の場合は2015年に、2030年度にGHGを2013年度比▲26%とする目標を掲げましたが、菅首相は昨年、2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを正式に表明しました。2030年の中期目標については2013年度比▲46%を目指す方針を表明しました。

EUは2030年に1990年比▲55%以上とすることを決め、米国も4月に主催した気候変動サミットで2030年に2005年比▲50-▲52%を目指す方針を表明しました。中国は昨年9月、習国家主席が2030年までにCO<sub>2</sub>排出量をピークアウトさせ、2060年までにカーボンニュートラルを目指す方針を示しています。

## これまでのところ欧州が議論を主導

これまでのところ、欧州が最も野心的な削減目標を掲げ、最近の議論や仕組みづくりも主導してきたと言えます。欧州では、オランダなどの海面上昇問題、北欧などの酸性雨被害、チェルノブイリ原発事故、ライン川周辺地域の国境を超えた環境汚染問題といった歴史から環境問題への意識が高く、一国だけでなく国際的に対処すべきという考え方への意識が高かったことが要因と思われます。政治的にも欧州議会や各国議会で環境政党が一大勢力を成しています。

パリ協定締結以降、カーボンプライシング（排出権取引、炭素国境調整メカニズム、炭素税など）の国際的な枠組み作りや大規模なグリーン関連投資計画など法制度やガイドラインにより、経済全体の資金の流れに積極的に働きかけて脱炭素の実現を促す仕組みづくりが急速に進みつつあります。こうした仕組みづくりにおいても欧州が大きな役割を果たしてきました。

日本は京都議定書を採択した当時のCOP議長国であり、環境経済学の分野などでは早くから排出権取引や炭素税を巡る問題が研究されてきました。ただし、環境問題への取り組みについて、欧州に比べると世論の盛り上がりには欠けてきました。これまで欧州ほどには国境間調整を必要としなかったことなども影響していると思われます。また、米国が京都議定書を批准せず、パリ協定もトランプ前政権時にいったん離脱したことなどもあって、国際的なルール作りの面などで積極的な働きかけがやや遅れたように思われます。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用および注意事項を必ずお読みください。

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

図表3 日米欧の気候変動関連投資計画

EU	10年間で官民合計1兆ユーロ（約130兆円）
英国	2030年までに120億ポンド（約1.8兆円）を支出、民間投資420億ポンド（約6.3兆円）誘発を見込む
米国	2兆ドル（約216兆円）超の「米国雇用計画」（現時点で未成立）のうち56%が気候変動関連との試算あり
日本	グリーンイノベーション基金2兆円、民間投資15兆円誘発を見込む

出所：経産省・米戦略国際問題研究所・各種報道資料等を基にアセットマネジメントOneが作成

(注) 円建ての値は1ユーロ=約130円、1ポンド=約150円、1ドル=約108円で算出（4月21日時点の為替レート）

## グリーン関連投資は市場でも中期的なテーマとなる見込み

カーボンニュートラル実現に向けては、米欧などで大規模な財政支出が見込まれています。欧州委員会が2019年に示した欧州グリーンディールでは少なくとも1兆ユーロ規模、バイデン政権が3月末に示した2兆ドル超規模の「米国雇用計画」ではその半分強が温暖化対策費用に充てられるとされています。日本も、規模では欧米に見劣りするものの、2兆円規模のグリーンイノベーション基金を創設しました（図表3）。これらはいずれも中期的な財政支出となる見通しです。したがって、市場でもESG投資に代表されるようなグリーン関連投資は、一過性ではなく中期的なテーマとなる公算が大きいと言えます。

なお、一連の対策が実行されることで実際にGHGを削減でき、温暖化を食い止めることができるかどうかは、依然不透明です。それでもなお国際的な取り組みが強化される背景には、国際的に取り組むべき最重要課題で、先送りして放置するわけにはいかないという姿勢が根本にあると考えられます。対策やメカニズム作りを巡る議論はかなり長期間にわたり行われてきましたが、市場メカニズムに対して政府がこのような形で大規模に介入する場合、予想していなかった資源配分の歪みをもたらす可能性も排除できないとみられます。そうしたリスクにも留意しつつ、市場の中長期的なテーマとして注目していくべきと考えています。

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### 【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。